

令和6年度「京都市こども電話相談（こども相談24時間ホットライン）事業」に係る  
業務等委託業者の募集について（公募型プロポーザル実施要領）

令和6年度「京都市こども電話相談（こども相談24時間ホットライン）事業」に係る業務等を行う事業者選定のため、公募型プロポーザル方式による企画競争選定（以下「プロポーザル」という。）を行い、以下のとおり提案を募集する。

1 相談契約の内容

(1) 名称

令和6年度「京都市こども電話相談（こども相談24時間ホットライン）事業」に係る業務等委託契約

(2) 内容

別紙「令和6年度『京都市こども電話相談（こども相談24時間ホットライン）事業』に係る業務等委託契約仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 契約上限額

金12,078千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 プロポーザルの応募資格

(1) 応募者一般資格要件

ア 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、次に掲げる資格を有する者であること。

(ア) 代表者が成年後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

(イ) 地方自治法 施行 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものではないこと。

(ウ) 引き続き1年以上営業を行っていること。

(エ) 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

(オ) 京都市の市民税、固定資産税の未納がないこと。

(カ) 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

(キ) 京都市暴力団排除 条例第2条第4号に規定する 暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

イ 本公募に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱 第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

ウ 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し、支持し又は反対する目的の団体でないこと。

オ 国税及び地方税を滞納していないこと。

(2) 受託者は、家族関係や子育て、不登校、学校生活、いじめ等、子どもに関する悩みの電話相談に係る業務について、以下のすべての要件を満たすこと。

ア 平成30年度から令和4年度までの間で、他の地方自治体から1年以上受託した実績があること。

イ 平成25年度から令和4年度までの間で、同一の地方自治体から通算して2年以上受託した実績があること。

(3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）認定によるプライバシーマーク制度の認定又は情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO27001」の認証を取得していること、あるいは、それに準ずる書面で確認可能なプライバシーポリシーを有していること。

(4) 「令和6年度『京都市子ども電話相談（子ども相談24時間ホットライン）事業』に係る業務等委託契約仕様書」の内容を確実に履行できるものであること

(5) 本事業の実施について、委託者からの求めに応じて協議に対応できる体制を整えていること

#### 4 応募手続等

プロポーザルに応募するものは、応募申込書、企画提案書等を後記「10 問い合わせ先及び提出先」（以下「提出窓口」という。）まで持参若しくは郵送により提出すること。

(1) 「応募申込書」の提出

応募予定者は、「応募申込書」（様式1）に必要事項を記入し、所定欄に法人印及び代表者印（又は法人等の規定する印）を押印し、次の期限までに提出すること。

ア 提出部数 1部

イ 提出期限 令和6年2月13日（火）午後5時必着

※ 共同事業体での参加を希望する場合は、構成団体ごとにそれぞれ作成の上、提出すること。

(2) 「企画提案書等」の提出

ア 提出書類

応募者は、提案時に、次に掲げる書類を提出すること。

(ア) 提案書

a 事業体概要・本事業に係る業務実績（様式2）

b 導入システムの概要及び特徴等について（様式3）

c 受託業務に対応する業務組織体制、実施体制について（様式4）

(イ) 参加者情報確認書（様式5）

(ウ) 見積書（様式不問。ただし内訳を明記すること。）

(エ) 提案事業に係る既存事業の広報媒体（印刷物）等（作成・保有する場合に限る）

イ 提出部数 5部

ウ 提出期限 令和6年2月27日（火）午後5時（必着）

(3) ヒアリングの実施

提案内容について、以下のとおりヒアリングを実施する。時間等詳細については、電話または電子メールで連絡する。

ア 実施日時 令和6年3月5日（火）午後2時以降（1社につき約30分＜説明20分・質

疑応答 10 分>)

イ 場 所 京都市教育相談総合センター（生徒指導課）

ウ その他 パソコン等の使用については、プロジェクター（HDMI・VGA 入力端子）、スクリーンは京都市教育相談総合センターで用意する。パソコン等は事業者で用意すること。

(4) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる応募申込書及び企画提案書等

応募申込書及び企画提案書等が、次の事項の一つに該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

(イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ 制約事項

(ア) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、すべて提案者の負担とする。

(イ) 提出書類は、事業者の選定以外には無断で使用しない。

(ウ) 提出書類は、業者の選定に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出期限以降における企画提案書の差替及び再提出は一切受け付けない。

(オ) 提出書類は、すべて返却しない。

## 5 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、前記4(1)の応募申込書を提出した者とする。

(2) 質問方法

電子メール（提出窓口）でのみ問い合わせることとし、様式は問わない。また、面談又は電話での質問は一切受け付けない。

(3) 質問期間

令和6年2月14日(水)～19日(月) 午後5時(必着)。期間外の質問は一切不可。

(4) 回答日及び回答方法

令和6年2月21日(水)に、応募申込書を提出した者全てに対して電子メールにより全質問・回答を取りまとめて送付する。

## 6 受注候補者の選定に関する審査基準

別紙「令和6年度『京都市子ども電話相談（子ども相談 24 時間ホットライン）事業』に係る業務等プロポーザル提案内容評価要領」及び「プロポーザル提案内容評価表」のとおりとする。

ただし、契約締結前に参加資格を満たしていた者がその資格を失った場合、失格とする。

## 7 受注者の決定等

(1) 受注候補者の選定

本市が設置する選考組織において、前記6により企画提案書等に基づいて審査し、すべての提案者について順位を定め、最も優れていた者を受注候補者(第一交渉権者)に選定する。

ただし、提案者が1つの場合、選考組織による採点等を行わないことがある。

(2) 審査結果の通知

ア 審査結果については書面をもって通知する(令和6年3月12日(月)までに発送予定)。

イ 通知内容に疑義のある提案者が説明を求める場合は、令和6年3月14日(水) 午後5時までに書面で、提出窓口まで提出すること。

なお、提出は持参又は郵送によるものとし、提出のあったものは令和6年3月16日(金)までに書面をもって回答する。

(3) 受注者の決定

受注候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。この際、受注候補者と合意に至らないときは、順次、次順位の提案者を新たな受注候補者として選定し、協議を行う。

(4) 受注者の公表

受注者の決定の後、本市ホームページにおいて、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の選定理由にかかる情報を公表する。

## 8 契約に関する基本的事項

(1) 契約金額

契約金額は、受注候補者の提示価格に基づき、受注候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書等の内容に基づき決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものと見なす。

(3) 特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加及び別途費用は、すべて受注者の負担とする。

なお、京都市教育委員会が必要と認める費用についてはこの限りでない。

(4) 再委託の禁止

受注者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(5) 契約保証金

なし

## 9 問い合わせ先及び提出先

〒604-8184

京都市中京区姉小路通東洞院東入曇華院前町 706 - 3 (京都市教育相談総合センター内)

京都市教育委員会 指導部 生徒指導課 担当：柳瀬・原田

電 話：075 - 213-5622

F A X：075 - 213-5237

メール：seishi@edu.city.kyoto.jp